

令和6年度 安曇野市地域防災計画 新旧対照表

その他災害対策編

修正後	修正前	修正理由
第 7 節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 第 1 屋内退避及び避難誘導 (6) 「原子力災害対策指針（最新改定日令和 5 年 11 月 1 日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は下表のとおりである。 683	第 7 節 屋内退避、避難誘導等の防護活動 第 1 屋内退避及び避難誘導 (6) 「原子力災害対策指針（最新改定日令和 4 年 7 月 6 日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は下表のとおりである。 675	時点修正

修正後	修正前	修正理由												
第 8 節 緊急輸送活動 第 1 緊急輸送活動 1 緊急輸送体制の確立 (2) 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(県：危機管理部) <table><tr><th>輸送内容</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>モニタリング要員 各種資機材</td><td>(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊</td></tr><tr><td>避難住民等</td><td>(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊</td></tr></table> 685	輸送内容	関 係 機 関	モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊	避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊	第 8 節 緊急輸送活動 第 1 緊急輸送活動 1 緊急輸送体制の確立 (2) 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(県：危機管理部) <table><tr><th>輸送内容</th><th>関 係 機 関</th></tr><tr><td>モニタリング要員 各種資機材</td><td>(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊</td></tr><tr><td>避難住民等</td><td>(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊</td></tr></table> 677	輸送内容	関 係 機 関	モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊	避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊	文言の修正
輸送内容	関 係 機 関													
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊													
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送道路の確保、車両の先導等） 自衛隊													
輸送内容	関 係 機 関													
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊													
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊													

修正後	修正前	修正理由														
第 9 節 飲料水・飲食物の摂取制限等 第 3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 <table><tr><th>対 象</th><th>放射性ヨウ素</th></tr><tr><td>飲料水</td><td rowspan="2">300 ベクレル／キログラム</td></tr><tr><td>牛乳・乳製品</td></tr><tr><td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td><td>2,000 ベクレル／キログラム</td></tr></table> （「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」より） 686	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル／キログラム	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム	第 9 節 飲料水・飲食物の摂取制限等 第 3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 <table><tr><th>対 象</th><th>放射性ヨウ素</th></tr><tr><td>飲料水</td><td rowspan="2">300 ベクレル／キログラム</td></tr><tr><td>牛乳・乳製品</td></tr><tr><td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td><td>2,000 ベクレル／キログラム</td></tr></table> （「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」より） 678	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル／キログラム	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム	時点修正
対 象	放射性ヨウ素															
飲料水	300 ベクレル／キログラム															
牛乳・乳製品																
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム															
対 象	放射性ヨウ素															
飲料水	300 ベクレル／キログラム															
牛乳・乳製品																
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム															

修正後	修正前	修正理由
第1節 火山災害に強いまちづくり 第1 基本方針 市は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的当市に近いのは、平成23年3月31日に噴火警戒レベルが導入された焼岳、平成31年3月18日に噴火警戒レベルが導入された乗鞍岳のほか、噴火警戒レベル未導入のアカンダナ山である。距離的に爆発、噴火によって、甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては降灰の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。 第2 実施計画 市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から市の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、火山災害に強いまちづくりが必要となっている。 690	第1節 火山災害に強いまちづくり 第1 基本方針 市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的当市に近いのは、平成23年3月31日に噴火警戒レベルが導入された焼岳、平成31年3月18日に噴火警戒レベルが導入された乗鞍岳のほか、噴火警戒レベル未導入のアカンダナ山である。距離的に爆発、噴火によって、甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては降灰の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。 第2 実施計画 市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から市の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。 682	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策 (2) 実施計画 ア【長野地方気象台が実施する対策】 (ア) 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。 693 (カ) 噴火速報 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表する。 695	第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策 (2) 実施計画 ア【長野地方気象台が実施する対策】 (ア) 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要は開設を行うものとする。 685 (カ) 噴火速報 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、て発表する。 687	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第1節 雪害に強いまちづくり 第3 計画の内容 14 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(危機管理課) (ア) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図るものとする。 また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。 (イ) <u>道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。</u> イ 【県が実施する計画】(危機管理部・<u>企画振興部</u>・健康福祉部・警察本部) (略) 709 (イ) <u>道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。</u> (ウ)市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。 (エ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。 (オ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。 710	第1節 雪害に強いまちづくり 第3 計画の内容 14 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(危機管理課) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、<u>克雪に係る技術の普及等</u>を図るものとする。 また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。 イ 【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部・警察本部) 701 (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。 (ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。 (エ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。 702	時点修正

修正後	修正前	修正理由
第3節 観測・予測体制の充実 第3 計画の内容 1 観測・予測体制の充実強化 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する計画】 降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報等を各機関へ速やかに伝達する。(長野地方気象台) 713	第3節 観測・予測体制の充実 第3 計画の内容 1 観測・予測体制の充実強化 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する計画】 降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報<u>並びに情報</u>を各機関へ速やかに伝達する。(長野地方気象台) 705	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 1 節 情報の収集・連絡体制の整備 第 3 計画の内容 2 情報収集を行うための情報収集手段の整備 (2) 実施計画 (イ) 県警ヘリコプター、<u>ヘリコプターテレビシステム</u>を利用した情報収集体制を整えておく。 (警察本部) 741	第 1 節 情報の収集・連絡体制の整備 第 3 計画の内容 2 情報収集を行うための情報収集手段の整備 (イ) 県警ヘリコプター、<u>ヘリコプターテレビ画像伝送システム</u>を利用した情報収集体制を整えておく。(警察本部) 733	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 1 節 道路交通の安全のための情報の充実 第 3 計画の内容 1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する計画】 気象業務法に基づく気象警報・注意報<u>等</u>を各関係機関へ速やかに伝達する。(長野地方気象台) 741	第 1 節 道路交通の安全のための情報の充実 第 3 計画の内容 1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等 (2) 実施計画 ウ 【関係機関が実施する計画】 気象業務法に基づく気象警報・注意報<u>並びに情報</u>を各関係機関へ速やかに伝達する。(長野地方気象台) 733	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 3 節 災害応急対策の実施 第 2 主な活動 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送<u>道路</u>確保等の応急活動を実施する。 また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。 747	第 3 節 災害応急対策の実施 第 2 主な活動 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。 また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。 739	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 1 節 災害に強いまちづくり 第 3 計画の内容 1 大規模な火事災害に強いまちの形成 <u>(2)</u> 実施計画 790	第 1 節 災害に強いまちづくり 第 3 計画の内容 1 大規模な火事災害に強いまちの形成 <u>(1)</u> 実施計画 782	文言の修正

修正後	修正前	修正理由
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第 3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針	第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第 3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針	時点修正

<u>令和5</u>年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車14台（救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、<u>ドクターカー併用として</u>運用）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。 今後は、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。 (2) 実施計画 ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（松本広域消防局、危機管理課） (イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。 また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行う<u>う</u>とともに、定期的に訓練を実施する。 793 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 <u>(2)</u> 実施計画 794	<u>平成31</u>年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車<u>18</u>台（救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、<u>その内1台をドクターカーとして</u>運用）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。 今後は、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。 (2) 実施計画 ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（松本広域消防局、危機管理課） (イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。 また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行とともに、定期的に訓練を実施する。 785 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 <u>(1)</u> 実施計画 786	文字の修正
--	---	-------

修正後	修正前	修正理由
第2節 林野火災防止のための情報の充実 第3 計画の内容 1 気象情報の収集体制の整備 ウ 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台） (ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報<u>並びに情報等</u>を各機関へ速やかに伝達する。 806	第2節 林野火災防止のための情報の充実 第3 計画の内容 1 気象情報の収集体制の整備 ウ 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台） (ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報<u>並びに情報等</u>を各機関へ速やかに伝達する。 798	時点修正

修正後	修正前	修正理由
第5節 二次災害の防止活動 第3 活動の内容 二次災害の防止 (2) 【県が実施する対策】	第5節 二次災害の防止活動 第3 活動の内容 二次災害の防止 (3) 【県が実施する対策】	時点修正

(ア) 緊急点検マニュアルにより、 <u>土砂災害警戒区域等</u> 及び施設の点検を実施する。 815	(ア) 緊急点検マニュアルにより、 <u>土砂災害危険箇所</u> 及び施設の点検を実施する。 807	
---	--	--